

いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県立御殿場南高等学校

令和 7 年度

目 次

I	いじめの防止等の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 1
1	いじめの定義	
2	いじめの理解	
II	組織（いじめの防止等のための「対策委員会」）の設置	・ ・ ・ ・ ・ 1
III	いじめの未然防止、早期発見・早期対応、学校の措置	・ ・ ・ ・ ・ 2
1	いじめの未然防止のために	
2	いじめの早期発見・早期対応	
3	いじめに対する学校の措置	
IV	重大事態への対応	・ ・ ・ ・ ・ 3
1	重大事態とは	
2	教育委員会への報告	
3	調査	
4	被害生徒・保護者への情報提供	
5	報道対応	
V	点検・見直し	・ ・ ・ ・ ・ 4

I いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、次のようなものが考えられます。

- ・「ひやかし」や「からかい」悪口や脅し文句、言われたくないことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体をぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で言葉や画像等により誹謗中傷や嫌なことをされる。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた本人の立場に立つ必要があります。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。いじめであるかどうかを判断する際に、いじめを受けた本人が「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表せなかったり、いじめを本人が認識していなかったりすることもあるので、その子の周りの状況等を観察し確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ学校は、子どもたちが日中の大部分を過ごす生活空間であり、大勢の同世代の子どもが、ホームルーム（学級）や学年という集団を形成して生活する場であることから、子ども同士の摩擦や軋轢が起きやすいという特性を持っています。

このような学校の特性を念頭に置きながら、いじめた、いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、また、「傍観者」として見て見ぬふりをする子どもがいたりすることにも気を配る必要があります。

II 組織の設置

本校では、定期的に「学年主任会」を開き、教育活動全般について情報を共有し、併せて生徒の学校生活の状況を把握することに努めています。

「学年主任会」は、校長、副校長、教頭、事務長、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、3学年主任で構成されています。

これに、教育相談室長、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーや関係職員を以ていじめの防止等の対策のための「対策委員会」とします。

Ⅲ いじめの未然防止のために、いじめの早期発見・早期対応、学校の措置

1 いじめの未然防止のために

(1) いじめの起こりにくい人間関係づくりのために、私たちは学校教育のさまざまな場面で、いじめについて主体的に考え、議論する等の機会を設けて、子どもたちに以下のような意識や感覚を育てていきたいと考えています。

- ・自尊感情…他人に敬意をはらうとともに、自分を大切に思う気持ち。
- ・自己有用感…家族や集団、地域社会等人間関係の中で、自分が無くてはならない存在であることを感じられること。
- ・規範意識…集団や地域社会のきまりや道徳、マナーを守ろうとする意識。
- ・人権感覚…人種、民族、国家、貧富等ばかりでなく、親と子、大人と子ども、先生と生徒、幼い子や老人、病気や障害を持つ人など、どんな人にも人間としての尊厳があることを意識し、互いに個性や違いを認め、尊重する感覚。

(2) 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮の必要な生徒(例 発達障害や性同一性障害等)については、日常的に配慮を必要とする生徒の適切な支援及び指導を組織的に行います。

(3) 生徒・保護者等への啓発

いじめについての理解を促すとともに、学校のいじめ防止対策やいじめに対する措置についての周知を図るために、集会やホームルーム活動などで、いじめや人権に関して学ぶ機会を設けます。

また、校外での生徒の様子に対しても気を配り、保護者や地域に対して、学級懇談会やPTA 総会等を通じていじめ防止対策基本方針についての周知を図り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように啓発していきます。

(4) 教員の資質向上

いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力の向上を図ります。

(5) 学校評価による取組の改善

いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

2 いじめの早期発見・早期対応

(1) 学校生活アンケート

従来実施していた「学校生活アンケート」を、携帯アプリ(Classi)を用いた記名によるアンケートとして年3回実施し、生徒の学校生活の様子の把握に努めます。

(2) 相談体制・スクールカウンセラー

相談室では、生徒がいつでも、気軽に相談できる体制を整え、定期的に「相談室だより」を発行しています。

また、月3回を目安にスクールカウンセラーが来校し、相談室での個別カウンセリングに対応しています。希望により保護者の相談にも対応します。

相談内容は、守秘義務が課せられていますので、「重大事態」を除き、外部や教職

員に知られることはありません。

「重大事態」とは「Ⅳの１」のような場合をいいます。

(３) 面談…教師と生徒のコミュニケーション（相互理解、信頼関係の土台作り）

・個別面談（担任、副担任等）

行事予定に組まれた面接週間、三者面談のほかに、学習、進路など学校生活全般について、放課後やホームルーム、鍾駿ゼミナール(総合的な探究の時間)の時間等を利用して、生徒との面談を心掛けています。

３ いじめに対する学校の措置

- (１) 生徒がいじめを受けていると思われるときやいじめの相談を受けたり、面接や学校生活アンケートにより、いじめがあると思われたりする場合は、生徒のプライバシーや安全に配慮しながら、早期に事実確認を行います。

いじめが確認された場合は、その状況に応じて県教育委員会に報告します。

- (２) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、本校の対策委員会を機能させ、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得ていじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行ないます。

- (３) 必要に応じて、いじめを行った生徒には、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して授業が受けられるようにします。

- (４) 校長および教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために、適切に、懲戒および指導を行います。

- (５) いじめを受けた生徒の保護者と いじめを行なった生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者との情報共有に努めます。

- (６) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

- (７) 認知されたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報するなど適切な措置を取ります。

Ⅳ 重大事態への対応

１ 重大事態とは

- 「いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、生徒が自殺を企図した、精神性の疾患を発症した、身体に重大な障害を負った、金銭を奪い取られた等の状況により判断します。
- また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」で、「相当の期間」とは年間 30 日程度を目安とします。

生徒の欠席等については欠席日数に関わらず、家庭との連絡を密にします。

- また、「生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てのあったとき」です。

2 教育委員会への報告

校長が重大事態と判断した場合、速やかに、県教育委員会に報告します。

3 調査

校長の主導により、校内に設置した「対策委員会」を中心として、学校が主体となって、事態への対処や同種の事態の発生防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行ないます。事案の内容や必要に応じて、専門的知識や経験を有する人や県教育委員会の組織との連携を積極的に図り、事態の解決に向けて対応します。

4 被害生徒・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた生徒およびその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

5 報道対応

情報発信・報道対応については、県教育委員会と連携を図りつつ、個人情報保護や人権等に配慮し、正確で一貫した情報提供を行います。

V 点検・見直し

この「いじめの防止等のための基本的な方針」は、常に点検・見直しを行い、次年度に向けてよりよい学校の体制づくりを図ります。

平成 26 年 10 月 1 日（施行）

平成 31 年 3 月 19 日（改定）

令和 2 年 4 月 1 日（改定）

